

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育総務課

番号 3

| | | |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 請求に対する個人情報の訂正、不訂正（一部訂正を含む）の決定 |
| 根拠法令及び条項 | | 個人情報の保護に関する法律第93条第1項、第2項 |
| 審査基準 | 関係条項 | 個人情報の保護に関する法律第92条 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政期間向け） 6-2-3 訂正・不訂正の審査（第92条関係） |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 請求があった日（請求書を受領した日）から30日以内 |
| | 設定等年月日 | 令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） |

(裏)

| | | |
|------------------|-----|--|
| 審 査 基 準 | 基 準 | |
|------------------|-----|--|